

障がい特性に応じた対応について

城陽市

目次

| | |
|-----------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 身体障がい | |
| 視覚障がい（視力障がい・視野障がい） | 2 |
| 聴覚障がい | 4 |
| 盲ろう（視覚と聴覚の重複障がい） | 6 |
| 肢体不自由 | 8 |
| 構音障がい | 11 |
| 失語症 | 12 |
| 高次脳機能障がい | 13 |
| 内部障がい | 15 |
| 重症心身障がい・その他医療的ケアが必要な者 | 16 |
| 知的障がい | 17 |
| 発達障がい | 19 |
| 精神障がい | 23 |
| 難病 | 28 |
| 参考資料 | 29 |

はじめに

障がい者と接する際には、それぞれの障がい特性に応じた対応が求められます。

以下に、代表的な障がい特性と対応時に配慮すべき事項について簡単にまとめています。

このほか、障がい児については、成人の障がい者とは異なる支援の必要性があります。子どもは成長、発達の途上にあり、乳幼児期の段階から、個々の子どもの発達の段階に応じて一人ひとりの個性と能力に応じた丁寧に配慮された支援を行う発達支援が必要です。また、子どもを養育する家族を含めた丁寧かつ早い段階からの家族支援が必要です。特に、保護者が子どもの障がいを知った時の気持ちを出発点とし、障害を理解する態度を持つようになるまでの過程においては、関係者の十分な配慮と支援が必要です。

また、医療的ケアを要する障がい児については、配慮を要する程度に個人差があることに留意し、医療機関等と連携を図りながら、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、適切な支援を行うことが必要です。



じょうりんちゃん©城陽市

視覚障がい（視力障がい・視野障がい）

【主な特性】

- ・先天性で受障される方のほか、最近は糖尿病性網膜症などで受障される人も多く、高齢者では、緑内障や黄斑部変性症が多い
- ・視力障がい：視覚的な情報を全く得られない又はほとんど得られない人と、文字の拡大や視覚補助具等を使用し保有する視力を活用できる人に大きく分けられる
(全盲、弱視といわれることもある)
- * 視力をほとんど活用できない人の場合、音声、触覚、嗅覚など、視覚以外の情報を手がかりに周囲の状況を把握している
- * 文字の読みとりは、点字に加えて最近では画面上の文字情報を読み上げるソフトを用いてパソコンで行うこともある（点字の読み書きができる人ばかりではない）
- * 視力をある程度活用できる人の場合は、補助具を使用したり文字を拡大したり近づいて見るなどの様々な工夫をして情報を得ている
- ・視野障がい：目を動かさないで見ることのできる範囲が狭くなる
「求心性視野狭窄」見える部分が中心だけになって段々と周囲が見えなくなる
遠くは見えるが足元が見えず、つまづきやすくなる
「中心暗転」周囲はぼんやり見えるが真ん中が見えない
文字等、見ようとする部分が見えなくなる
- ・視力障がい、視野障がいの状況によって、明るさの変化への対応が困難なため、移動などに困難さを生じる場合も多い

【主な対応】

- ・音声や点字表示など、視覚情報を代替する配慮
- ・中途受障の人では白杖を用いた歩行や点字の触読が困難な人も多いため留意が必要
- ・声をかける時には前から近づき「〇〇さん、こんにちは。△△です。」など自ら名乗る
- ・説明する時には「それ」「あれ」「こっち」「このくらいの」などと指差し表現や指示代名詞で表現せず、「あなたの正面」「〇〇くらいの大きさ」などと具体的に説明
- ・普段から通路（点字ブロックの上等）に通行の妨げになるものを置かない、日頃視覚障がい者が使用しているものの位置を変えないなど周囲の協力が不可欠

- ・主に弱視の場合、室内における照明の状況に応じて、窓を背にして座ってもらうなどの配慮が必要

【障がい特性に応じた具体的対応例】

(視覚障がい) 自分のタイミングで移動したい

全盲の視覚障がい者Aさんは、地域の福祉センターを訪問する際、案内看板等が見えず単独で行くことができませんでした。しかしセンター入り口付近にガイドボランティアが配置され、手助けが必要な人に一声かけてくれるようになったことから、付き添いがなくても一人で通うことができるようになりました。

また併せて、エレベーターや階段の手すりにも点字シールを表示することになり、ガイドボランティアと離れていても、自分のタイミングで移動することが可能になり、御本人の気持ちもとても自由になりました。

(視覚障がい) アンケートも多様な方法で

アンケートを取る際に、印刷物だけを配布していました。すると、視覚障がい者から、電子データでほしいと要望がありました。電子データであればパソコンの読み上げソフトを利用して回答できるからとのことでした。

紙媒体という画一的な方法ではなく、テキストデータでアンケートを送信し、メールで回答を受け取るという方法をとることで、視覚障がい者にもアンケートに答えてもらえるようになりました。

(高齢者・視覚障がい) 特別養護老人ホームにおける対応

特別養護老人ホームにおいて地域交流活動を行う際、ボランティアのAさん(視覚障がい者)が資料や小道具を作ろうとしましたが、パソコンでの作業に手間取ってしまいました。そこで、施設は、職員や他のボランティアの人々が共同して作成することに加え、施設で導入していた音声認識ソフトや点字付きキーBOARDを利用してもらうことによって、Aさんが作業しやすい環境を作るよう働きかけました。

(高齢者・身体障がい) 介護老人保健施設での対応

様々な障がいがあっても生活がしやすいように、点字ブロック、車いす用のトイレ、入所者用の居室階へ行くためのエレベーターの設置などを行いました。また、聴覚障がいのある入所者とコミュニケーションを図れるよう部屋に筆談用の用具を置くなどの配慮を行っています。

聴覚障がい

【主な特性】

- ・聴覚障がいは外見上わかりにくい障がいであり、その人が抱えている困難も他の人からは気づかれにくい側面がある
- ・聴覚障がい者は補聴器や人工内耳を装用するほか、コミュニケーション方法には手話、筆談、口話など様々な方法があるが、どれか一つで十分ということではなく、多くの聴覚障がい者は話す相手や場面によって複数の手段を組み合わせるなど使い分けている
- ・補聴器や人工内耳を装用している場合、スピーカーを通じる等、残響や反響のある音は、聞き取りにあまり効果が得られにくい
- ・聴覚の活用による言葉の習得に課題があることにより、聴覚障がい者の国語力は様々であるため、筆談の場合は、相手の状況にあわせる

【主な対応】

- ・手話や文字表示、手話通訳や要約筆記者の配置など、目で見てわかる情報を提示したりコミュニケーションをとる配慮
- ・補聴器や人工内耳を装用し、残響や反響のある音を聞き取ることが困難な場合には、代替する対応への配慮（磁気誘導ループの利用など）
- ・音声だけで話すことは極力避け、視覚的なより具体的な情報も併用
- ・スマートフォンなどのアプリに音声を文字に変換できるものがあり、これらを使用すると筆談を補うことができる

【障がい特性に応じた具体的対応例】

| (聴覚障がい) 研修会等での配慮 |
|---|
| <p>聴覚障がい者（2級）のAさんは、ある研修会に参加することとなりました。事務局から研修担当者には、Aさんは聴覚障がいがあるので配慮するよう伝えていましたが、研修担当者はAさんは補聴器を付けていたので問題ないと思い、特段の配慮もなく研修が進められ第1日目が終わってしまいました。Aさんは、補聴器をつけていても、すべて聞き取れる訳ではないことを事務局に相談したところ、次回以降、手話通訳者か要約筆記者（ノートタイク）で対応してくれることとなりました。</p> |

(聴覚障がい) 呼び出し方法の改善

聴覚障がい者（発語可能・4級）のBさんは事務手続きのため、受付を済ませ呼び出しを待っていましたがなかなか呼ばれませんでした。受付に、「名前を呼びましたが、返事がありませんでした」とのことでした。音声による通常の呼び出ししか行われなかつたためです。

その後、事務局は対応を検討し、聴覚障がいのある方には、文字情報などでも呼び出しを伝え、手続きに関するやりとりに関しても筆談等で対応することとしました。



じょうりんちゃん©城陽市

盲ろう（視覚と聴覚の重複障がい）

【主な特性】

- ・ 視覚と聴覚の重複障がいの人を「盲ろう」と呼んでいるが、障がいの状態や程度によって様々なタイプに分けられる（視覚障がい、聴覚障がいの項も参照のこと）

<見え方と聴こえ方の組み合わせによるもの>

- ①全く見えず聴こえない状態の「全盲ろう」
- ②見えにくく聴こえない状態の「弱視ろう」
- ③全く見えず聴こえにくい状態の「盲難聴」
- ④見えにくく聴こえにくい状態の「弱視難聴」

<各障がいの発症経緯によるもの>

- ①盲（視覚障がい）から聴覚障がいを伴った「盲ベース盲ろう」
 - ②ろう（聴覚障がい）から視覚障がいを伴った「ろうベース盲ろう」
 - ③先天的、あるいは乳幼児期に視覚と聴覚の障がいを発症する「先天性盲ろう」
 - ④成人期以後に視覚と聴覚の障がいが発症する「成人期盲ろう」
- ・ 盲ろう者がそれぞれ使用するコミュニケーション手段は、障がいの状態や程度、盲ろうになるまでの経緯、あるいは生育歴、他の障がいとの重複の仕方によって異なり、介助方法も異なる
 - ・ テレビやラジオを楽しんだり本や雑誌を読むことなどもできず、家族といてもほとんど会話がないため、孤独な生活を強いられることが多い

【主な対応】

- ・ 盲ろう者関係機関に相談し、対応に関する助言を受ける
- ・ 障がいの状態や程度に応じ視覚障がいや聴覚障がいの人と同じ対応が可能な場合があるが、同様な対応が困難な場合が多く、手書き文字や触手話、指点字などの代替する対応や移動の際にも配慮する
- ・ 言葉の通訳に加えて、視覚的・聴覚的情報についても意識的に伝える
(例) 状況説明として、人に関する情報（人数、性別等）や環境に関する情報
(部屋の大きさや机の配置、その場の雰囲気等) など

【障がい特性に応じた具体的対応例】

(盲ろう) 盲ろう者とのコミュニケーション

盲ろう者であるAさんは、通訳・介助者を同伴し、パソコン訓練を実施する施設に相談に行きましたが、盲ろう者との特殊なコミュニケーション方法である「手書き文字」「点字筆記」「触手話」「指点字」ができる職員がないとの理由で受け入れを断られてしまいました。

後日、Aさんは通訳・介助者を同伴して盲ろう者関係機関に相談したところ、「Aさんは点字ができること、また、手のひらに書く（手書き文字）ことでコミュニケーションがとれることを施設側に伝えたらしいのでは。」との助言を受け、あらためて、Aさんは点字ができること、また、手のひらに書く（手書き文字）ことでコミュニケーションがとれることを施設に説明した結果、施設側も理解を示し、前向きに受け入れる方向で話が進展しました。

肢体不自由

○ 車椅子を使用されている場合



【主な特性】

- ・脊髄損傷（対麻痺又は四肢麻痺、排泄障がい、知覚障がい、体温調節障がいなど）
- ・脳性麻痺（不随意運動、手足の緊張、言語障がい、知的障がい重複の場合もある）
- ・脳血管障がい（片麻痺、運動失調）
- ・病気等による筋力低下や関節損傷などで歩行が困難な場合もある
- ・ベッドへの移乗、着替え、洗面、トイレ、入浴など、日常の様々な場面で援助が必要な人の割合が高い
- ・車椅子使用者にとっては、段差や坂道が移動の大きな妨げになる
- ・手動車椅子の使用が困難な場合は、電動車椅子を使用する場合もある
- ・障がいが重複する場合には、呼吸器を使用する場合もある

【主な対応】

- ・段差をなくす、車椅子移動時の幅・走行面の斜度、車椅子用トイレ、施設のドアを引き戸や自動ドアにするなどの配慮
- ・机アプローチ時に車椅子が入れる高さや作業を容易にする手の届く範囲の考慮
- ・ドア、エレベータの中のスイッチなどの機器操作のための配慮
- ・目線をあわせて会話する
- ・脊髄損傷者は体温調整障がいを伴うことがあるため、部屋の温度管理に配慮

○ 杖などを使用されている場合



【主な特性】

- ・脳血管障がい（歩行可能な片麻痺、運動失調）
- ・麻痺の程度が軽いため、杖や装具歩行が可能な場合や、切断者などで義足を使用して歩行可能な場合は、日常生活動作は自立している人が多い
- ・失語症や高次脳機能障がいがある場合もある
- ・長距離の歩行が困難であったり、階段、段差、エスカレーターなどでの

移動が困難な場合もあり、配慮が必要

【主な対応】

- ・上下階に移動するときのエレベーター設置・手すりの設置
- ・滑りやすい床など転びやすいので、雨天時などの対応
- ・トイレでの杖おきの設置や靴の履き替えが必要な場合に椅子を用意するなどの配慮
- ・上肢の障がいがあれば、片手や筋力低下した状態で作業ができる配慮

【障がい特性に応じた具体的対応例】

（肢体不自由）建物の段差が障壁に

車椅子を使用している身体障がい者（1級）Aさんが、外出中、建物に入ろうとすると大きな段差があり立ち往生してしまいました。
スタッフに協力をお願いしてみると、段差を車椅子で乗り越える手伝いを申し出くれました。介助のお陰で、無事に建物に入ることができました。

（肢体不自由）障がいへの理解が深まれば

座骨部に褥瘡（床ずれ）発生を繰り返している脊髄損傷者Bさん。褥瘡は、長時間座位を保持していることが原因で発生していました。褥瘡悪化による手術で数ヶ月単位の入院を繰り返していました。

納期がせまっており長時間作業をしなければならない場面でも、時間調整や褥瘡予防できる姿勢を確保するため途中で休憩をとることなど周囲の理解と協力を得ることで、褥瘡の発生をおさえ、入退院を繰り返すことなく生活することが可能になりました。

（肢体不自由）施設での電動車椅子による自立移動

重度の脳性麻痺であるCさんは、介功用車椅子を使用し、施設職員や家族の介助による移動が主でした。リハビリテーションセンターにおいて、施設での電動車椅子による自立移動が可能か検討したところ、座位保持装置や特殊スイッチを装備・使用した電動車椅子で安全に施設内を移動できることがわかりました。

当初、施設側が電動車椅子移動による安全性の確保について懸念していましたが、リハビリテーションセンター担当職員による実地確認や使い方の指導により安全な移動が可能であることが理解され、その結果、施設内で本人の意思により自由に移動することが可能となりました。

(肢体不自由) 脳卒中の後遺症があるが、働くことを希望する方への支援

50歳代で脳梗塞（脳卒中の種類の1つ）を発症し、入浴、更衣、屋外の外出などに介助が必要であることから、日中自宅に閉じこもりがちであるが、今後、働くことを希望しているDさん。本人の残存能力を踏まえ、更衣や外出練習などを提供する通所リハビリテーションに通うことになりました。訓練により、就労に向けて活動するための機能が向上し、地域の就労継続支援事業所に通うことで社会参加できるようになりました。



じょうりんちゃん©城陽市

構音障がい

【主な特性】

- ・話す言葉 자체を聞き取ることが困難な状態
- ・話す運動機能の障がい、聴覚障がい、咽頭摘出などの原因がある

【主な対応】

- ・しっかりと話を聞く
- ・会話補助装置などを使ってコミュニケーションをとることも考慮する

失語症

【主な特性】

- ・聞くことの障がい
音は聞こえるが「言葉」の理解に障がいがあり「話」の内容が分からず
単語や簡単な文なら分かる人でも早口や長い話になると分からなくなる
- ・話すことの障がい
伝えたいことをうまく言葉や文章にできない
発話がぎこちない、いいよどみが多くなったり、誤った言葉で話したりする
- ・読むことの障がい
文字を読んでも理解が難しい
- ・書くことの障がい
書き間違いが多い、また「てにをは」などをうまく使えない、文を書くことが難しい

【主な対応】

- ・表情がわかるよう、顔を見ながら、ゆっくりと短い言葉や文章で、わかりやすく話しかける
 - ・一度でうまく伝わらない時は、繰り返して言ったり、別の言葉に言い換えたり、漢字や絵で書いたり、写真・実物・ジェスチャーで示したりすると理解しやすい
 - ・「はい」「いいえ」で答えられるように問い合わせると理解しやすい
 - ・話し言葉以外の手段（カレンダー、地図、時計など身近にあるもの）を用いると、コミュニケーションの助けとなる
- *「失語症のある人の雇用支援のために」（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター）より一部引用

【障がい特性に応じた具体的な対応例】

(失語症) 話すことの障がい

失語症（発語がうまくできない）のAさんが、買い物に行きましたが、自分の欲しいものを探すことができませんでした。店員にどこにあるのか尋ねようとしましたが、欲しいものをうまく伝えられず、時間が経過するばかりでした。店員は、Aさんが言葉をうまく話せないことがわかったため、「食べ物」、「飲み物」、「日用品」等との類似性を絞って確認していく方法をとったところ、Aさんの欲しいものが判明し購入することができました。

高次脳機能障がい

交通事故や脳血管障がいなどの病気により、脳にダメージを受けることで生じる認知や行動に生じる障がい。身体的には障がいが残らないことも多く、外見ではわかりにくいため「見えない障がい」とも言われている。

【主な特性】

- 以下の症状が現れる場合がある

記憶障がい：すぐに忘れてしまったり、新しい出来事を覚えることが苦手なため、何度も同じことを繰り返したり質問したりする

注意障がい：集中力が続かなかったり、ぼんやりしていてしまい、何かをするとミスが多く見られる

二つのことを同時にしようとすると混乱する

主に左側で、食べ物を残したり、障害物に気が付かないことがある

遂行機能障がい：自分で計画を立てて物事を実行したり、効率よく順序立てられない

社会的行動障がい：ささいなことでイライラしてしまい、興奮しやすい
こだわりが強く表れたり、欲しいものを我慢できない
思い通りにならないと大声を出したり、時に暴力をふる
ったりする

病識欠如：上記のような症状があることに気づかず、できるつもりで行動してトラブルになる

- 失語症（失語症の項を参照）を伴う場合がある
- 片麻痺や運動失調等の運動障がいや眼や耳の損傷による感覚障がいがある場合がある

【主な対応】

- 本障がいに詳しいリハビリテーション専門医やリハビリテーション専門職、高次脳機能障がい支援普及拠点機関、家族会等に相談する

- 記憶障がい

手がかりがあると思い出せるので、手帳やメモ、アラームを利用したり、ルートマップを持ち歩いてもらうなどする

自分でメモを取ってもらい、双方で確認する

残存する受傷前の知識や経験を活用する（例えば、過去に記憶している自宅周囲では迷わず行動できるなど）

- 注意障がい

短時間なら集中できる場合もあるので、こまめに休憩を取るなどする
ひとつずつ順番にやる
左側に危険なものを置かない

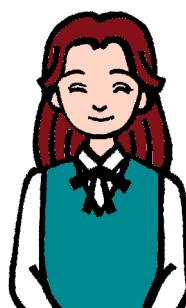
- 遂行機能障がい
手順書を利用する
段取りを決めて目につくところに掲示する
スケジュール表を見ながら行動したり、チェックリストで確認する
- 社会的行動障がい
感情をコントロールできない状態にあるときは、上手に話題や場所を変えてクールダウンを図る
予め行動のルールを決めておく

【障がい特性に応じた具体的対応例】

(高次脳機能障がい) メモを活用して行き違いを防止

高次脳機能障がい者のAさんに、先ほど伝えたことを忘れて勝手な行動をしていると注意したところ、聞いていなかった、知らないと逆に怒り出していました。Aさんは普段、難しい言葉を使ったり、以前のことをよく覚えている方なので、高次脳機能障がいの特性を知らない周囲の人は、Aさんはいい加減な人だと腹を立てて、人間関係が悪化してしまいました。

高次脳機能障がい者は受傷前の知識や経験を覚えている場合が多いのですが、直近のことを忘れてしまいがちであるという説明を受け、周囲の人は、障がいの特性であることを理解することができました。また、口頭で伝えたことは言った、言わないとトラブルのもとになりやすいので、メモに書いてもらい、双方で確認するようにしたら、トラブルがおきなくなりました。



内部障がい

【主な特性】

- ・心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝機能、HIVによる免疫機能のいずれかの障がいにより日常生活に支障がある
- ・疲れやすく長時間の立位や作業が困難な場合がある
- ・常に医療的対応を必要とすることが多い

【主な対応】

- ・ペースメーカーは外部からの電気や磁力に影響をうけることがあるので注意すべき機器や場所などの知識をもつ
- ・排泄に関し、人工肛門の場合、パウチ洗浄等特殊な設備が必要となることへの配慮
- ・人工透析が必要な人については、通院の配慮
- ・呼吸器機能障がいのある方は、慢性的な呼吸困難、息切れ、咳等の症状があることを理解し、息苦しくならないよう、楽な姿勢でゆっくり話をしてもらうよう配慮
- ・常時酸素吸入が必要な方は、携帯用酸素ボンベが必要な場合があることを理解

重症心身障がい・その他医療的ケアが必要な者

【主な特性】

- 自分で体を動かすことができない重度の肢体不自由と、年齢に相応した知的発達が見られない重度の知的障がいが重複している
- 殆ど寝たままで自力では起き上がれない状態が多い
- 移動、食事、着替え、洗面、トイレ、入浴などが自力ではできないため、日常の様々な場面で介助者による援助が必要
- 常に医学的管理下でなければ、呼吸することも栄養を摂ることも困難な人もいる
- 重度の肢体不自由や重度の知的障がいはないが、人工呼吸器を装着するなど医療的ケアが必要な人もいる

【主な対応】

- 人工呼吸器などを装着して専用の車椅子で移動する人もいるため、電車やバスの乗降時等において、周囲の人が手伝って車椅子を持ち上げるなどの配慮が必要
- 体温調整がうまくできないことも多いので、急な温度変化を避ける配慮が必要

知的障がい

【主な特性】

- ・概ね 18 歳頃までの心身の発達期に現れた知的機能の障がいにより、生活上の適応に困難が生じる
- ・「考えたり、理解したり、読んだり、書いたり、計算したり、話したり」する等の知的な機能に発達の遅れが生じる
- ・金銭管理、会話、買い物、家事などの社会生活への適応に状態に応じた援助が必要
- ・主な原因として、ダウン症候群などの染色体異常、または先天性代謝異常にによるものや、脳症や外傷性脳損傷などの脳の疾患があるが、原因が特定できない場合もある
- ・てんかんを合併する場合もある
- ・ダウン症候群の場合の特性として、筋肉の低緊張、多くの場合、知的な発達の遅れがみられること、また、心臓に疾患を伴う場合がある

【主な対応】

- ・言葉による説明などを理解しにくいため、ゆっくり、ていねいに、わかりやすく話すことが必要
- ・文書は、漢字を少なくしてルビを振る、文書をわかりやすい表現に直すなどの配慮で理解しやすくなる場合があるが、一人ひとりの障がいの特性により異なる
- ・写真、絵、ピクトグラムなどわかりやすい情報提供を工夫する
- ・説明が分からぬときに提示するカードを用意したり、本人をよく知る支援者が同席するなど、理解しやすくなるような環境づくりに工夫する

【障がい特性に応じた具体的対応例】

(知的障がい) 作業能力を発揮するための一工夫

Aさんは、作業能力はあるけれど、不安が強くなると本来の作業能力が発揮できなくなってしまいます。Aさんの担当は清掃作業。1 フロアーを一人で担当するように任されていましたが、広い範囲を一人で任せられることに不安を感じ、本来の作業能力を発揮できずミスが増えました。

作業量は変えずに 2 フロアーを 2 人で担当する様にしたところ、Aさんの不安が減少し、本来の能力を発揮できるようになり、ミスも減りました。

(知的障がい) 対人コミュニケーションに困難を抱える若者の就労支援

Bさんは、高校を中退後、一時アルバイトを経験したものの、すぐに辞めてしまってからは就労から遠ざかった生活を続けていました。軽度の知的障がいが疑われ、対人コミュニケーションに課題を抱えるBさんは、以前、アルバイト先の上司から強く叱責を受けたことで、すっかり自信と意欲を失っていたのです。

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関は、すべての書類にルビを振り、また、Bさんが理解するまで繰り返し丁寧な説明を行うなど、Bさんの社会参加に向けて粘り強い支援を行いました。並行して、就労支援員がBさんの特性に理解のある職場の開拓をすすめました。その結果、アルバイト経験があり、本人の関心の高い飲食業界において、就労訓練事業として週3日、3時間程度の就労から始めることになりました。現在も、自立相談支援機関がBさん本人と就労先双方へのフォローを行いながら就労の継続を支援しています。

(知的障がい) 一人暮らしの金銭管理をサポート

一人暮らしをしながら地域の作業所に通うCさんは、身の回りのことはほとんど自分でできますが、お金の計算、特に何を買うのにいくらかかるのかを考えて使うのが苦手なため、日常の金銭管理をしてくれる福祉サービス（日常生活自立支援事業）を利用することになりました。

生活支援員と必要なお金について1週間単位で相談し、一緒に銀行に行ってお金を下ろし、生活することになりました。買い物のレシートをノートに貼ることもアドバイスをうけ、お金を遣い過ぎることがなくなりました。また、お金がどれくらいあるのか心配なときは、支援員さんに聞けば分かるので安心とCさんは話しています。

発達障がい

○自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障がい（自閉症スペクトラム）

【主な特性】

- ・相手の表情や態度などよりも、文字や図形、物の方に関心が強い
- ・見通しの立たない状況では不安が強いが、見通しが立つ時はきっちりしている
- ・大勢の人がいる所や気温の変化などの感覚刺激への敏感さで苦労しているが、それが芸術的な才能につながることもある。

【主な対応】

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・肯定的、具体的、視覚的な伝え方の工夫（「〇〇をしましょう」といったシンプルな伝え方、その人の興味関心に沿った内容や図・イラストなどを使って説明するなど）
- ・スモールステップによる支援（手順を示す、モデルを見せる、体験練習をする、新しく挑戦する部分は少しずつにするなど）
- ・感覚過敏がある場合は、音や肌触り、室温など感覚面の調整を行う（イヤーマフを活用する、大声で説明せずホワイトボードで内容を伝える、人とぶつからないように居場所を衝立などで区切る、クーラー等の設備のある部屋を利用できるように配慮するなど）

○学習障がい（限局性学習障がい）

【主な特性】

- ・「話す」「理解」は普通にできるのに、「読む」「書く」「計算する」ことが、努力しているのに極端に苦手

【主な対応】

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・得意な部分を積極的に使って情報を理解し、表現できるようにする（ICT を活用する際は、文字を大きくしたり行間を空けるなど、読みやすくなるように工夫する）
- ・苦手な部分について、課題の量・質を適切に加減する、柔軟な評価をする

○注意欠陥多動性障がい（注意欠如・多動性障がい）

【主な特性】

- ・次々と周囲のものに関心を持ち、周囲のペースよりもエネルギー的に様々なことに取り組むことが多い

【主な対応】

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・短く、はっきりとした言い方で伝える
- ・気の散りにくい座席の位置の工夫、分かりやすいルール提示などの配慮
- ・ストレスケア（傷つき体験への寄り添い、適応行動が出来たことへのこまめな評価）

○その他の発達障がい

【主な特性】

- ・体の動かし方の不器用さ、我慢していても声が出たり体が動いてしまったりするチック、一般的に吃音と言われるような話し方なども、発達障がいに含まれる

【主な対応】

- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・叱ったり拒否的な態度を取ったり、笑ったり、ひやかしたりしない
- ・日常的な行動の一つとして受け止め、時間をかけて待つ、苦手なことに無理に取組まず出来ることで活躍する環境を作るなど、楽に過ごせる方法を一緒に

に考える

【障がい特性に応じた具体的対応例】

(発達障がい) コミュニケーション支援機器を用いた就労訓練

発達障がい者のAさんは、就労訓練サービスを利用しています。挨拶、作業の終了時、作業中に必要と思われる会話（「おはようございます」「さようなら」「仕事が終わりました」「袋を持ってきてください」「紐を取ってください」「トイレへ行ってきます」「いらっしゃいませ」「100円です」等）をVOCA（会話補助装置）に録音し、伝えたいメッセージのシンボル（絵・写真・文字）を押してコミュニケーションをとるようにしたことで作業に集中することができ、休みなく事業所へ通う事ができるようになりました。

(発達障がい) 個別の対応で理解が容易に

発達障がい者のBさんは、利用者全体に向けた説明を聞いても、理解できないことがしばしばある方です。そのため、ルールや変更事項等が伝わらないことでトラブルになってしまふことも多々ありました。

そこで、Bさんには、全体での説明の他に個別に時間を取り、正面に座り文字やイラストにして直接伝えるようにしたら、様々な説明が理解できるようになりました。トラブルが減るようになりました。

(発達障がい) 本人が安心して過ごすための事前説明

発達障がい者のCさんは、就労継続支援事業を利用していますが、広い作業室の中で職員を見つけることが出来ない方でした。職員に連絡したくても連絡できず、作業の中で解らないことや聞きたいことがあってもそれが聞けず、不安や混乱が高まっていました。

そこで、来所時にあらかじめCさんに職員の場所を図で示したり、現地を確認する、ユニフォームの違いを伝えるなど、職員をみつけるための手がかりを知らせておくようにしたら、Cさんは安心して作業に集中できるようになりました。

(発達障がい) 苦手なことに対しては、事前のサポート

発達障がい者のDさんは文字の読み書きが苦手であり、様々な手続きの際、書類の記入欄を間違えたり、誤字を書いてしまったりして、何回も書き直さなければなりませんでした。

そこで、Dさんの相談を受けている職員は、「記入欄に鉛筆で丸をつけたり付箋を貼って示す」「書類のモデルを作成して示す」「職員が鉛筆で下書きする」などを試したところ、書類作成を失敗する回数が少くなりました。

(児童・発達障がい) 自己コントロール力につけるために

自閉症スペクトラム（発達障がい）のAさんは知的にはかなり高い児童ですが、ちょっとした思い込みや刺激が元で、トイレや空室に長時間（長い場合は10時間近く）急に籠もってしまうことが多くありました。

そこで、不適応を起こしそうになった場合（「起こす前」がポイント）に、事前に決めておいたルールに基づいて（例えば何色かのカードを用意し、イエローカードを見せたら事務室でクールダウンする、レッドカードであつたら個別対応の部屋に行きたい等）自らがサインを出して対応方法を選択する経験を繰り返し積むことで、徐々にカードを使用せずに感情の自己コントロールができるようになってきました。約半年ほどで不適応を示すことが殆どなくなり、生活が安定しました。

(児童・発達障がい) 日常生活動作を身につけるために

保育所に通う発達障がい児のBちゃんは、靴をそろえる、トイレにしっかりと座るといった日常生活の動作の一部が十分に身についていません。言葉による説明よりも、視覚情報による説明の方が伝わりやすいため、これらの動作の順番を具体化した絵を作成し、必要に応じて見せるようにしています。また、話しかける際にも、顔を見ながら、穏やかに静かな声で話しかけるようにしています。



じょうりんちゃん©城陽市

精神障がい

- ・精神障がいの原因となる精神疾患は様々であり、原因となる精神疾患によって、その障がい特性や制限の度合いは異なる
- ・精神疾患の中には、長期にわたり、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態が続くものがある
- ・代表的な精神疾患として、統合失調症や気分障がい等がある
- ・障がいの特性もさまざまであるため、積極的に医療機関と連携を図ったり、専門家の意見を聴くなど、関係機関と協力しながら対応する

○統合失調症

【主な特性】

- ・発症の原因はよく分かっていないが、100人に1人弱かかる、比較的一般的な病気である

・「幻覚」や「妄想」が特徴的な症状だが、その他にも様々な生活のしづらさが障がいとして表れることが知られている

- ・陽性症状

幻覚：実態がなく他人には認識できないが、本人には感じ取れる感覚のこと
なかでも、自分の悪口やうわさ、指図する声等が聞こえる幻聴が多い

妄想：明らかに誤った内容を信じてしまい、周りが訂正しようとしても受け入れられない考え方のこと。誰かにいやがらせをされているという被害妄想、周囲のことが何でも自分に関係しているように思える関係妄想などがある

- ・陰性症状

意欲が低下し、以前からの趣味や楽しみにしていたことに興味を示さなくなる
疲れやすく集中力が保てず、人づきあいを避け引きこもりがちになる

入浴や着替えなど清潔を保つことが苦手となる など

- ・認知や行動の障がい

考えがまとまりにくく何が言いたいのかわからなくなる

相手の話の内容がつかめず、周囲にうまく合わせることができない など

【主な対応】

- ・統合失調症は脳の病気であることを理解し、病気について正しい知識を学ぶ必要がある
- ・薬物療法が主な治療となるため、内服を続けるために配慮する
- ・社会との接点を保つことも治療となるため、本人が病気と付き合いながら、他人と交流したり、仕事に就くことを見守る
- ・一方で、ストレスや環境の変化に弱いことを理解し、配慮した対応を心掛ける
- ・一度に多くの情報が入ると混乱するので、伝える情報は紙に書くなどして整理してゆっくり具体的に伝えることを心掛ける
- ・症状が強い時には無理をさせず、しっかりと休養をとったり、速やかに主治医を受診することなどを促す

○気分障がい

【主な特性】

- ・気分の波が主な症状としてあらわれる病気。うつ状態のみを認める時はうつ病と呼び、うつ状態と躁状態を繰り返す場合には、双極性障がい（躁うつ病）と呼ぶ。うつ状態では気持ちが強く落ち込み、何事にもやる気が出ない、疲れやすい、考えが動かない、自分が価値のない人間のように思える、死ぬことばかり考えてしまい実行に移そうとするなどの症状ができる
- ・躁状態では気持ちが過剰に高揚し、普段ならあり得ないような浪費をしたり、ほとんど眠らずに働き続けたりする。その一方で、ちょっとした事にも敏感に反応し、他人に対して怒りっぽくなったり、自分は何でも出来ると思い込んで人の話を聞かなくなったりする

【主な対応】

- ・専門家の診察の上で、家族や本人、周囲の人が病気について理解する
- ・薬物療法が主な治療となるため、内服を続けるために配慮する
- ・うつ状態の時は無理をせず、しっかりと休養をとれるよう配慮する
- ・躁状態の時は、金銭の管理、安全の管理などに気を付け、対応が難しい時には専門家に相談する
- ・自分を傷つけてしまったり、自殺に至ることもあるため、自殺などを疑わせるような言動があった場合には、本人の安全に配慮した上で、速やかに専門家に相談するよう本人や家族等に促す

○依存症（アルコール）

【主な特性】

- ・飲酒したいという強い欲求がコントロールができず、過剰に飲酒したり、昼夜問わず飲酒したりすることで身体的、社会生活上の様々な問題が生じる
- ・体がアルコールに慣れることで、アルコールが体から抜けると、発汗、頻脈、手の震え、不安、イライラなどの離脱症状が出る
- ・一念発起して断酒しようとしても、離脱症状の不快感や、日常生活での不安感から逃れるために、また飲んでしまう

【主な対応】

- ・本人に病識がなく（場合によっては家族も）、アルコール依存症は治療を必要とする病気であるということを、本人・家族・周囲が理解する
- ・周囲の対応が結果的に本人の飲酒につながってしまう可能性があるため、家族も同伴の上で、アルコール依存症の専門家に相談する
- ・一度断酒しても、再度飲酒してしまうことが多いため、根気強く本人を見守る

○てんかん

【主な特性】

- ・何らかの原因で、一時的に脳の一部が過剰に興奮することにより、発作がおきる
- ・発作には、けいれんを伴うもの、突然意識を失うもの、意識はあるが認知の変化を伴うものなど、様々なタイプのものがある

【主な対応】

- ・誰もがかかる可能性がある病気であり、専門家の指導の下に内服治療を行うことで、多くの者が一般的な生活が送れることを理解する
- ・発作が起こっていないほとんどの時間は普通の生活が可能なので、発作がコントロールされている場合は、過剰に活動を制限しない
- ・内服を適切に続けることが重要である。また、発作が起ってしまった場合には、本人の安全を確保した上で専門機関に相談する

○認知症



【主な特性】

- ・認知症とは、単一の病名ではなく、種々の原因となる疾患により記憶障がいなど認知機能が低下し、生活に支障が出ている状態である
- ・原因となる主な疾患として、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症（ピック病など）がある
- ・認知機能の障がいの他に、行動・心理症状（BPSD）と呼ばれる症状（徘徊、不穏、興奮、幻覚、妄想など）がある

【主な対応】

- ・高齢化社会を迎える、誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近な病気であることを理解する
- ・各々の価値観や個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、できることではなく、できることに目を向けて、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう、支援していく
- ・早期に気付いて適切に対応していくことができるよう、小さな異常を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるようにする
- ・BPSD については、BPSD には、何らかの意味があり、その人からのメッセージとして聞くことが重要であり、BPSD の要因として、さまざまな身体症状、孤立・不安、不適切な環境・ケア、睡眠や生活リズムの乱れなどにも目を向ける
- ・症状が変化した等の場合には、速やかに主治医を受診し、必要に応じて専門機関に相談することなどを促す

【障がい特性に応じた具体的対応例】

（精神障がい）薬が効くまでの時間をもらえると

Aさんは、精神障がい当事者としての経験を活かして、福祉サービス事業所でピアソーターとして活動しています。しかし、月に一度位は幻聴が出現することがあり、Aさんは活動に支障が出ることをとても心配していました。職員に相談すると、「普段はどうしているのですか?」と質問され、Aさんは頓服薬を飲んで1時間位静養すると治まつくると説明しました。すると、「ご自分で対処できるならそうして下さい」「症状があっても、工夫をしながら活動を続けられるといいですね」「他の利用者の励みになるのだから気にする必要はない」とおっしゃっていました。

いと思います」と言われて、幻聴が出た時は頓服が効くまで静養できることになりました。その後、Aさんは、ピアソーターとして自信を持ちながら、安心して活動を続けています。

(高齢者・精神障がい) デイサービスを利用する前の交流

Bさん（精神障がい者）は、要介護認定を受け、介護保険のデイサービスを利用することとなりました。しかし、家族から、Bさんは、知らない人と接することが苦手でありデイサービスのような人が集まる場に行くことは、精神的な負担が大きいのではないか、と心配の声が寄せられていました。

そこで、デイサービスの職員は、いきなりデイサービスを利用するのではなく、まずはBさんの自宅で交流を重ね、Bさんと親しくなることにしました。その後、Bさんは親しい職員がいることで、安心してデイサービスの場に通うことができるようになりました。



難病

【主な特性】

- ・神経筋疾病、骨関節疾病、感覚器疾病など様々な疾病により多彩な障がいを生じる
- ・常に医療的対応を必要とすることが多い
- ・病態や障がいが進行する場合が多い

【主な対応】

- ・専門の医師に相談する
- ・それぞれの難病の特性が異なり、その特性に合わせた対応が必要
- ・進行する場合、病態・障がいの変化に対応が必要
- ・排泄の問題、疲れやすさ、状態の変動などに留意が必要
- ・体調がすぐれない時に休憩できる場所を確保する

【障がい特性に応じた具体的対応例】

(難病) 色素性乾皮症(XP)児の保育所における対応

遮光対策が必要な疾病である色素性乾皮症患児のAちゃんは、紫外線対策がなされていない保育所に入所することは困難です。

入所を希望する保育所と話し合った結果、UVカットシートを保育室等の窓ガラスに貼ること、紫外線を遮断するため窓は常時閉鎖しておくのでエアコンをとりつけること、日光に当たってしまった際の対応策などを保育所側に十分把握してもらったうえで、他の保育園児・保護者への説明も十分行うことで疾に対する理解を得て、安心して保育所に通うことができるようになりました。

参考資料

街で見かける障がい者に関するマークは主に次のようなものがあります。

| 名称 | 内容等 |
|------------------|---|
| 障害者のための国際シンボルマーク | <p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障がい者を対象」としたもので、特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p> |
| 身体障害者標識 | <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> |
| 聴覚障害者標識 | <p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> |
| 盲人のための国際シンボルマーク | <p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。</p> |

| 名称 | 内容等 |
|--|---|
| 耳マーク  | <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目には分からぬいために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力を願いいたします。</p> |
| ほじょ犬マーク  | <p>身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障がい者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解、ご協力を願いいたします。</p> |
| オストメイトマーク  | <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力を願いいたします。</p> |
| ハートプラスマーク  | <p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力を願いいたします。</p> |

| 名称 | 内容等 |
|---|---|
| ヘルプマーク  | <p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくとも援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、作成したマークです。</p> <p>街中や公共交通機関など生活の様々な場所で、周囲からの配慮を必要としている方がいます。</p> <p>ヘルプマークを身に付けた方を見かけた場合は、電車内で席をゆする、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p> |
| 京都おもいやり駐車場   | <p>障がいのある方、高齢者や難病の方、妊産婦やけがをされた方など歩行が困難な方の外出を支援するため、「おもいやり駐車場（車いすマークの駐車場等）」を利用する方に利用証を交付する制度です。</p> <p>この制度により、おもいやり駐車場を利用できる人を明らかにし、この駐車場を必要な方が利用しやすくなることを目指しています。</p> <p>利用できる駐車場は、この制度に協力を申し出ていたいた施設に設置されている「京都おもいやり駐車場」の標示がある駐車場です。</p> <p>京都おもいやり駐車場には、幅の広い車いすマーク駐車場（上図）と通常の幅のプラスワン駐車場（下図）があります。</p> <p>通常の幅の駐車場でも車の乗降が可能な方は、できるだけプラスワン駐車場をご利用ください。</p> |

| 名称 | 内容等 |
|---|--|
| 京都府福祉のまちづくりシンボルマーク  | <p>京都府では、高齢者や障がい者をはじめ全ての人々が安心して快適に生活できるまちづくりを実現するため、平成 7 年に「京都府福祉のまちづくり条例」を制定し、福祉のまちづくりを推進しています。</p> <p>京都府福祉のまちづくり条例では、多くの方が利用する施設等のバリアフリー化とともに、多様な人が互いを理解し、共に支え合う「こころのバリアフリー」も推進しています。</p> <p>このマークは、府民総参加で進める福祉のまちづくりのシンボルマークであり、K(Kyoto-fu)、F(Fukushi)、M(Machizukuri) の 3 つの文字からできています。長寿社会を迎え、障がい者や高齢者をはじめ多様な人が互いに理解し地域社会で日常的に交流しあえる姿をデザインすることにより、ノーマライゼーションの具現化を表現しています。</p> |